

一般社団法人愛媛県薬剤師会国民の保護に関する業務計画

（目的）

第1条 この計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下、「国民保護法」という。）第36条第2項の規定に基づき、愛媛県において武力攻撃等が発生した場合において、一般社団法人愛媛県薬剤師会（以下「本会」という。）が行う、国民保護のための措置について定める。

（対策本部）

第2条 国民保護のための措置を円滑に行うために、本会内に愛媛県薬剤師会国民保護対策本部（以下「対策本部」という。）を置くことができる。

（対策本部の構成員）

第3条 対策本部には、本部長、統括副本部長、副本部長及び本部員を置く。

2 本部長は、本会の会長がその任にあたる。

3 統括副本部長は、本会の副会長のうち、国民保護を担当する委員会を分掌する副会長がその任にあたる。

4 副本部長は、本会の副会長がその任にあたる。

5 本部員は、本会の専務理事並びに国民保護を担当する委員会を分掌する常務理事及び理事がその任にあたる。

6 本部長が必要と認めるときは、本会の会員の中から本部員を任命することができる。

（対策本部構成員の職務）

第4条 本部長は、対策本部の運営を統括する。

2 統括副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代行する。

3 副本部長は、本部長及び統括副本部長を補佐し、本部長の命を受けて担当職務を処理する。また、統括副本部長に事故あるときは、あらかじめ本会の理事会で定められた順序に従い、その職務を代行する。

4 本部員は、本部長の命を受けて担当職務を処理する。

（対策本部事務局）

第5条 対策本部の事務を行うために、対策本部事務局を置く。

2 対策本部事務局は、本会事務局がその任にあたる。

（対策本部の設置）

第6条 本会長は、次の各号に掲げる事態が発生したときに、対策本部を設置し本部構成員を招集するものとする。

- (1) 国民の保護のための措置を実施しなければならない事態が発生し、愛媛県等の行政機関から協力の要請があったとき。

(2) その他、本会長が必要であると認めたとき。

2 本会長は、対策本部を設置したときは、直に対策本部入口に「愛媛県薬剤師会国民保護対策本部」の表示するとともに、愛媛県、日本薬剤師会等の関係団体、その他本会長が必要と認めた関係機関・団体等（以下「関係機関・団体等」という。）に対し、その旨を告知するものとする。

（対策本部の廃止）

第7条 本部長は、国民の保護のための措置が概ね完了したと判断したときは、対策本部を廃止する。

2 本部長は、対策本部を廃止したときは、関係機関・団体等に対し、その旨を告知する。

（薬剤師の派遣）

第8条 本部長は、愛媛県等の行政機関から薬剤師の派遣要請があったときは、会員の薬剤師を招集し必要な場所に派遣する。

2 派遣された薬剤師は、当該要請関係機関等の指揮下に入り、必要な業務に従事するものとする。

（情報の収集・伝達）

第9条 対策本部は、活動に必要なあらゆる情報の収集に努めるとともに、必要に応じて会員の薬剤師や関係機関・団体等に対し伝達するものとする。

（関係機関・団体等との連携等）

第10条 対策本部は、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に行うため、関係機関・団体等と常に密接な連絡を図り、必要に応じて連携するものとする。

2 本部長は、必要があると認めたときは、関係機関・団体等の意見を求め、対策本部における国民の保護のための措置について調整等を図る。

（専決事項）

第11条 この計画に定めのない事項、又は特別な配慮を必要とする事態が発生したときは、本部長がこれを専決し処理する。

（計画の制定及び改廃）

第12条 この計画の制定及び改廃は、本会の理事会において決定する。

付則

この計画は、令和7年6月1日から施行する。